

# ほうじんかい

きっと、いろいろな情報に出会えます。

2019年10・11・12月

No.127

秋

- 千葉南税務署定期異動
- 税務署からのお知らせ
- 支部・部会だより
- 身近な法律相談



アマルフィ海岸 (イタリア)



めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 千葉南法人会

官庁・企業でクールビズ実施中 令和元年6月1日～10月31日

- 1 〈税金トピックス〉  
消費税法改正のお知らせ／消費税及び地方消費税の納付は期限内に／  
消費税軽減税率電話相談センター／印紙税過誤納確認申請書を提出される方へ
- 4 〈千葉南税務署定期異動〉  
・千葉南税務署署長挨拶  
・署長・副署長・法人課税担当者プロフィール
- 6 〈広報委員会企画〉  
・署長インタビュー  
『千葉南税務署 小山署長に聞く』
- 7 〈インフォメーション〉  
・令和元年分年末調整等説明会の日程表  
・法人県民税・事業税の申告には「eLTax」(エルタックス)をご利用ください
- 8 〈NEWS〉  
青年部会第19回租税教室(市原市立湿津小学校)／令和元年度地域社会貢献活動／  
第32回源泉部会定時協議会／第2回税務会計セミナー／第4支部連合会員交流会／  
源泉部会課外研修会
- 11 〈身近な法律相談〉  
テーマ「相続法改正について」
- 12 〈コラム〉  
【健康コラム】「フレイル」という言葉を覚えておいてください！  
【環境コラム】ヨーロッパなどで日本の盆栽がブーム  
天満由美子の健康運
- 14 〈イベント〉  
研修案内／新会員紹介／行事予定
- 16 〈お知らせ〉  
新春記念講演会のお知らせ／法人会からのお願い

表紙の写真と言葉 : 高石 泉氏

アマルフィ海岸 (イタリア)

今回ご紹介させて頂くのはアマルフィ海岸 イタリアです。読者の方にお聞きます、ユネスコに登録されている世界遺産はどの国が一番多いかご存じですか？2019年4月の時点ではイタリアが一番多く登録されています。この世界遺産が一番多いイタリアの景観の中でもこのアマルフィ海岸が一番美しい海岸線であるといわれています。実際にアマルフィに行ってみて感じることは、古い家、入り組んだ小道、雑多な色合いで塗られた建物群なのに、この写真のようにまとまると非常に調和された写真映えのする街並みになります。この素晴らしい街並みのため、2006年フジテレビ開局50周年記念作品の「アマルフィ 女神の報酬」の舞台となりました。この映画の主演は織田裕二 天海祐希 主題歌にサラ・ブライトマンが起用され、当時の最大の製作費をかけた映画となりました。この映画でアマルフィの街並みや景観をご賞になった方もいたのではないのでしょうか。





## 1. 消費税法改正のお知らせ

平成31年4月に消費税法の一部が改正されました。消費税の仕入税額控除制度に関する主な改正内容は次のとおりです。

### ●密輸品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付せずに保税地域から引き取られた課税貨物（いわゆる密輸品※）であり、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となります。

**【適用開始時期】平成31年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。**

### ●金又は白金の地金の課税仕入れを行なった場合の本人確認書類の保存

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行なった場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

**【適用開始時期】令和元年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。**

#### ○主な本人確認書類の例

課税仕入れの相手方の区分	本人確認書類	次の記載があるものに限り 個人：氏名及び住所 法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地
個人	国内に住所を有する方	①運転免許証の写し ②住民票の写し（1年以内に作成されたもの） ※個人番号が記載されていないもの ③マイナンバーカード（個人番号カード）の写し（表紙のみ） ※個人番号が記載された裏面の写しを保存することはできません。 ④旅券（パスポート）の写し ⑤在留カードの写し ⑥各種保険証の写し
	上記以外の方	上記②及び③以外のいずれかの書類
法人	内国法人・外国法人	①登記事項証明書又は印鑑証明書の写し（1年以内に作成されたもの） ②官公署から発行された書類の写し（1年以内に作成されたもの）
	人格のない社団等	定款、寄附行為、規則又は規約で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し

※1 上記は、主な本人確認書類の例示です。詳しくは、国税庁 HP の「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。

※2 課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を行う者を介して行われる場合には、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類に加え、当該媒介等をした者の本人確認書類の保存が必要となります。

### ●本人確認書類を電磁的記録により保存する場合

仕入税額控除制度の適用を受けるために保存する本人確認書類について、電磁的記録により提供を受けて保存する場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施工規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行って、同項の要件に準じた方法により保存する必要があります※。

※詳しくは、国税庁 HP の「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。

## 2. 消費税及び地方消費税の納付は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年（2019年）10月1日より10%（現行8%）となります。  
 ※税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

### 期限内納付のために

#### ●課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額（年税額）は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

**このため、税率引き上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。**

#### 【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

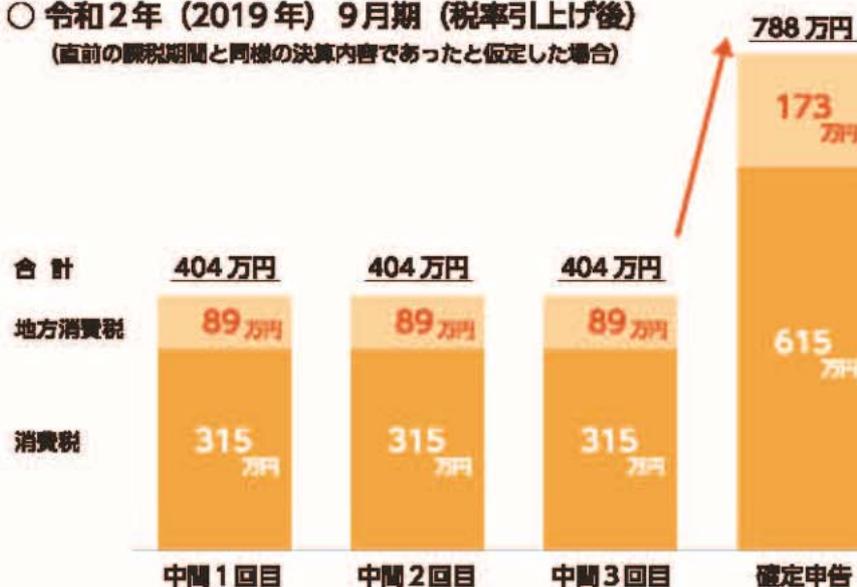
##### ○令和元年（2019年）9月期（税率引上げ前）



**税率8%**

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円  
 $\rightarrow 400万円 \times 3回 = 1,200万円$
- 確定申告による納付額 400万円  
 $\rightarrow 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円$

##### ○令和2年（2019年）9月期（税率引上げ後） （直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合）



**税率8%**

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円  
 $\rightarrow 404万円 \times 3回 = 1,212万円$   
 ※地方消費税は引上げ後の税率（1.7%→2.2%）が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円  
 $\rightarrow 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円$

確定申告時の納付額が増加します。  
 計画的な納税資金のご準備を！



### 3. 消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

〈フリーダイヤル〉 **0120-205-553**

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く。)

※令和元年9月及び10月は土曜日も受け付けています。  
消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。  
音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用される  
品目が知りたい方

→ 「1」

帳簿・請求書などの  
書き方が知りたい方

→ 「2」

その他の軽減税率制度  
について知りたい方

→ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ ([www.net.go.jp](http://www.net.go.jp)) の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



〈QRコードから特設サイトへ〉

#### ●消費税の複数税率に対応するためのPOSのレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、修繕費（必要経費又は損金算入）に該当するのかな…？

プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、複数税率に対応するためのPOSのレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、一般的には軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないものであれば、修繕費に該当します。  
(注) プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合、この部分に関しては、資本的支出として取り扱うこととなります。

### 4. 印紙税過誤納確認申請書を提出される方へ

国税に関する来署によるご相談等につきましては、「事前予約制」となっております。「印紙税過誤納確認申請書」に関するご相談も、所轄税務署（法人課税部門（間接諸税担当））に電話予約の上ご来署ください。

- 「印紙税過誤納確認申請書（過誤納に係る文章等を含む）」は税務署に来署して提出するほか、郵送で提出することもできます。
- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話等でご連絡をさせていただきます。そのため、申請書には日中にご連絡がとれる電話番号を記載していただくようお願いします。
- 還付金手続は、「印紙税過誤納確認申請書」の提出から、概ね2か月程度かかります。
- 印紙税法別表第一に掲げる物件名（文書の種類）及び番号については、「印紙税額一覧表」をご確認ください。

※千葉南税務署 043-261-5571（代表）（音声案内に従って、ご用件の番号をお選びください）



千葉南税務署長  
こやま せいいち  
**小山 成一**

- 《趣味・特技》  
旅行、鉄道関係全般
- 《略歴》  
23.7 東京上野税務署 副署長(総務)  
24.7 東京国税局総務部情報処理  
第9部門 情報処理管理官  
27.7 東京国税局総務部税務相談室  
主任税務相談官  
29.7 松戸税務署 特別国税徴収官  
30.7 川島税務署長(高松国税局)

初秋の候、一般社団法人千葉南法人会の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、千葉南税務署長として着任いたしました小山でございます。前任は、徳島県の川島税務署で署長として勤務しておりました。地元千葉で勤務できることを、とてうれしく思っております。鈴木前署長同様、よろしくお願いいたします。

千葉南法人会は、麻薙会長の下、役員並びに会員の皆様方が一致協力し、地域社会における良き経営者の団体として正しい税知識の普及活動や納税道義の高揚のための活動のほか、地域に根ざした幅広い社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。

特に、租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」の実施をはじめとする租税教育活動、「税を考える週

間」や「所得税の確定申告期」における街頭広報活動に加え、タクシーにマグネットを装着してのICT申告及びマイナンバー記載のPR活動等、私どもの税務行政への献身的なご支援ご協力に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、特に近年、経済社会のICT化・グローバル化の変化の激しい時代に、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、平成29年6月には概ね10年後をイメージした指針「税務行政の将来像」を公表し、その実現に向けて業務改革やインフラ整備に本格的に着手するなど、取組んでいるところでございます。

また、政府全体として、マイナンバーカードの普及やマイナンバー及び法人番号の利活用の促進策について検討が進められております。例えば、納税者の方が年末調整・確定申告手続に必要な情報を、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力できる仕組みの構築など、順次、インフラ整備を進めておりますので、皆様方におかれましては、是非、マイナンバーカードや法人番号をご活用いただくようお願いいたします。

消費税については、この10月には税率の引上げと同時に軽減税率制度の実施が予定されています。このため、税務署では、事業者の方々の準備が円滑に進み、制度が早期に定着するよう、一層の周知・広報や相談対応等に努めてまいります。

千葉南法人会の皆様方におかれましては、税務行政の良き理解者として引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人千葉南法人会のますますのご発展と、会員皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 千葉南税務署 副署長・法人課税担当者 プロフィール

- ①前任地 ②趣味・特技 ③今年度の抱負

### 副署長 (法人)



さとう あけみ  
**佐藤 明美**

《前任地》東金税務署  
総務課長

《趣味・特技》軽登山

《今年度の抱負》

一期一会(出合い)を大切に

### 副署長 (総務)



あべ まさかず  
**安部 正和**

《前任地》市川税務署  
特別国税調査官  
(資産税担当)

《趣味・特技》ジョキング

《今年度の抱負》率先垂範

### 特別調査官 (法人)



くぼた しげみつ  
**久保木 重光**

《前任地》留任  
映画鑑賞

《趣味・特技》ウォーキング

《今年度の抱負》

明るく、楽しく、元気よく

<p>総務課長</p>	<p>かない つとむ <b>金井 勉</b> 《前任地》留任 《趣味・特技》将棋観戦 《今年度の抱負》 2年目になりました。 引き続きよろしく願いいたします。</p>	<p>まつだ ゆたか <b>松田 裕</b> 《前任地》日本橋税務署 法人課税第4部門 統括官 《趣味・特技》テニス 《今年度の抱負》 千葉県南署は、初めての勤務となります。 よろしく願い致します。</p>
<p>法人課税第2統括官</p>	<p>すがわら のりよし <b>菅原 範美</b> 《前任地》留任 《趣味・特技》ジョギング 《今年度の抱負》 2年目になりました。 引き続きよろしく願いいたします。</p>	<p>しばた あきひろ <b>柴田 昭博</b> 《前任地》留任 《趣味・特技》ウォーキング、ズンバ 《今年度の抱負》 千葉県南署3年目となりました。 引き続きよろしく願います。</p>
<p>法人課税第4統括官</p>	<p>とくだ いきお <b>徳田 功</b> 《前任地》留任 《趣味・特技》特になし 《今年度の抱負》 千葉県南署2年目になりました。 引き続きよろしく願いいたします。</p>	<p>かねこ あつし <b>金子 篤</b> 《前任地》新宿税務署 法人特官部門 連絡調整官 《趣味・特技》子供と遊ぶこと 《今年度の抱負》 21年ぶり2回目の千葉県南署勤務です。 よろしく願い致します。</p>
<p>審理担当上席(法人)</p>	<p>こほり ひろし <b>小堀 博司</b> 《前任地》東京上野税務署 法人課税第1部門 上席調査官 《趣味・特技》フィットネス、旅行 《今年度の抱負》 令和元年、千葉県南署1年目、 よろしく願い致します。</p>	<p>いがらし あきこ <b>五十嵐 明子</b> 《前任地》留任 《趣味・特技》ドラマ、映画鑑賞 《今年度の抱負》 今年から審理担当となりました。 よろしく願い致します。</p>
<p>消費税担当上席(消費税等)</p>	<p>にしかわ よしあき <b>西川 良明</b> 《前任地》本所税務署 法人課税第4部門 上席調査官 《趣味・特技》旅行 《今年度の抱負》 2回目の千葉県南署勤務です。 よろしく願います。</p>	<p>にしむら ゆうき <b>西村 結城</b> 《前任地》麹町税務署 法人課税第9部門 調査官 《趣味・特技》読書 《今年度の抱負》 審理初任者となります。精一杯がんばりますので、よろしく願い致します。</p>

● 転出(異動)者紹介 ●

官 職	氏 名	新 任 部 署	
署長	鈴木 昭 宏	退 官	
副署長(法人)	長谷川 潤	江戸川南税務署	特別調査官(法人)
副署長(総務)	入 倉 将 実	税務大学校	教 授
法人第1統括官	黒 澤 聡 明	千葉東税務署	法人1部門統括官
法人第5統括官	内 藤 淳 一	新宿税務署	法人12部門統括官
法人第1連調官	日 暮 等	甲府税務署	法人5部門統括官
総務課長補佐	保 田 伸 晃	波谷税務署	総務課長補佐
審理担当上席(法人)	清 宮 猛 志	佐原税務署	法人1部門総括上席
審理担当官(法人)	白 石 達 也	東京国税局調査第四部	調査官

# 『千葉南税務署 小山署長に聞く』



インタビュー中の小山千葉南税務署長

## 1 出身地はどちらですか。

生まれは東京の目黒ですが、幼少期から小・中・高・大学まで、東京の八王子市に住んでいましたので、自分にとっての故郷は、八王子だと思っています。

この職場に就職する際に、現在も居住している千葉市花見川区に転居し、昨年だけは徳島県民でしたが、ずっと千葉県民です。もちろん野球はロッテ、サッカーはジェフのファンです。

## 2 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

当初配属は、寅さんで有名な柴又帝釈天を管内に有する葛飾税務署徴収部門です。初めての転勤がバブル全盛の六本木がある麻布税務署でした。その後、国税局勤務を経て、平成3年7月に国税庁で国税のシステムを開発する部署に異動しました。今でこそ税務の職場では当たり前のように使われているシステムですが、稼働直後はプログラムの不具合でシステムが動かないこともあり、毎日徹夜でプログラム修正等を行い、翌日には何事も無かったかのように稼働させたことなど、とても大変だった記憶が強く残っています。結局その後もシステム系の仕事が長く、通算すると15年にもなりました。システム化は税務の事務効率を上げることは当然ですが、それにより、納税者サービスの向上を図るという大きな目的があり、その一端を担えたと思っています。

他にも納税者支援調整官、副署長や税務相談室勤務を経て、昨年単身赴任で徳島県の川島税務署に勤務しました。

## 3 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

前任署が職員数16名という東京国税局管内では考えられない規模の署でしたので、幹部だけでも25名、署員数121名という人数に圧倒されました。千葉南税務署は、開設当初の仮庁舎時代に一月ほど確定申告期の支援で来たことと、その後、各種研修講師や事務点検時に何度か来たことがあります。

管内が広く、湾岸には京葉臨海工業地帯もある中、歴史ある企業や商店に加え、大規模商業施設やベッドタウンとしての住宅地も多く、さらに自然豊かな観光名所もあるなど、何とバラエティに富んだ地域だろうとワクワクしました。

## 4 署の職員に日頃からアドバイスされていることはありますか。

着任時の挨拶で、基本を大切に、網紀の厳正な保持、そして健康第一を職員にお願いしました。何事も基本をおろそかにしてはいけないこと、24時間公務員である認識を持つこと、そして

仕事もプライベートも健康でなければ何もできないこと、この3点は日頃から話しています。さらに、一人で抱え込まないことの大切さも話します。苦しいときほど人に話すことで気持ちが楽になります。

また、毎朝できる限り署内全部門を回って、笑顔で挨拶することを心がけています。

## 5 どのような趣味をお持ちですか。

旅行と鉄道関係全般です。前任地が徳島県だったこともあり、本場の阿波踊りを見るだけでなく、〇〇になって踊りました。

また、旅行を兼ねて四国霊場八十八ヶ所巡りをしました。一番札所<sup>ひょうげんじ</sup>が徳島で近かったことや、以前から神社やお寺の御朱印を集めていたこともあり、すんなりと始めることができました。一番札所から十二番札所<sup>じふにばん</sup>焼山寺までは歩き遍路でしたが、残りは車遍路で回りました。八十八番札所大窪寺<sup>おほくぼ</sup>で結願、一番札所にお礼参りした後、和歌山の高野山奥の院参拝で満願を果たすことができました。

また、青春18きっぷのポスター等で海に一番近い駅として有名になった予讃線の下灘駅や大歩危峡等へ行くJR四国の観光列車にも乗るなど有意義な一年でした。

## 6 健康管理のために何かされていますか。

以前はスポーツジムに通ったこともあったのですが、ジムが移転して遠くなったため辞めてしまいました。最近では、家の近所をゆっくりと走るようにしています。また、署内で15時になると放送されるリフレッシュ体操を率先して行っています。

## 7 好きな言葉や座右の銘をお聞かせ下さい

やはり「健康第一」になりますか。心と身体とお財布が健康であること、自分自身はもちろん、家族の健康も大事です。仕事もプライベートも健康であって初めて有意義なものになるわけですから。

## 8 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。

租税教室をはじめ税に関する絵はがきコンクールなど、次世代を担う子供たちへの租税教育や、タクシーへのマグネット装着や市原市農林業祭りにおける広報活動など、とても活発で有意義な活動を数多く実践されておられる千葉南法人会及び会員の皆様に改めて御礼申し上げます。引き続き、税の良き理解者として、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。



取材中の広報委員

# Information



## 令和元年分 年末調整等説明会の日程表

開催日	時間	対象地域	会場
11月7日(木)	午後	用紙配布 1:00 ~ 1:35	市原市(全域) 市原市市民会館(大ホール) 市原市惣社1-1-1
		説明会 1:35 ~ 4:00	
11月12日(火)	午前	用紙配布 9:00 ~ 9:35	千葉市民会館(大ホール) 千葉市中央区要町1番1号
		説明会 9:35 ~ 12:00	
	午後	用紙配布 1:00 ~ 1:35	
		説明会 1:35 ~ 4:00	

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

### 【お願い】

1. 説明会の開始 35 分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。つきましては、このお知らせの裏面の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、受付に提出をお願いいたします。
2. 「千葉市民会館」につきましては、駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



## 法人県民税・事業税の申告には 『eLTax』(エルタックス) をご利用ください。



【エルレンジャー】

申告・届出は  
ネットが便利

電子申告、電子申請、届出が  
できます。



千葉県なスコットキャラクター  
「チーバくん」

日ごろから、県税へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
法人県民税・事業税の地方税も、地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用  
すれば、インターネット経由で電子申告や電子申請・届出を行うことができます。

### 電子申告、電子納税の新たな動き

#### ●地方税共通納税システムがスタートします。

令和元年10月1日から、電子申告と合わせて、複数の都道府県へ一括して電子納税が可能となります。金融機関等の窓口に出向くことなく、金融機関が提供するインターネットバンキングやATMなどからペイジーを介して税金を納付いただくことができます。(ダイレクト納付も可)

※千葉県でも、地方共通納税システムの稼働に合わせて電子納税が可能となります。

#### ●大法人のeLTAX使用が義務化されました。

令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う、法人県民税・事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

詳しい情報は、eLTAXホームページへ <http://www.eltax.jp/>  
電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは、0570-08-1459  
受付時間 月~金(土日祝、年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

青年部会だより

## 第19回 租税教室

〈市原市立湊津小学校〉  
参加者：6年生41名

千葉南法人会青年部会による第19回租税教室が7月8日、市原市立湊津小学校で開催された。この活動は小学生にビデオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れている。

租税教室に参加したのは6年生41人。金本校長は「今日は私たちにとても大切な税金について、千葉南法人会の方々が話

してくださいませ。しっかり学んでください」と挨拶、その後麻薙会長が「法人会というのは全国に80万の数を数える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに説明、「今日はたくさん勉強してください」と述べた。

教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」をテーマに学んだ。

まずはボードやパネルを使って授業でも習った地図記号のおさらいをする。小中学校、警察署、裁判所と公共施設が登場、ついで児童たちの公共施設の認識度をチェックした。フジテレビ、東京ドーム、ディズニーランドなど馴染みのある施設を「公共施設」と思う児童も多く、驚きの声が上がっていた。続くアニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」では楽しくわかりやすい描写で「税金の大切さ」を学んだ。

10分間の休憩に入ると、税務署から持参したケースに入った1億円が披露され、我さきにと集まりたちまち長蛇の列ができた。札束を両腕に抱え好奇心いっぱいの表情を見せ、次から次と叩いたりさすったり感触を確かめていた。またゲストのイータ君も大人気でもみくちゃにされる一幕も。その後はプロジェクターで税金の種類と流れを学んだ。消費税25パーセントという北欧の例が紹介され、「サービスが充実していて国民の不満が少ない」ことなど興味深く聞いていた。最後に先生方も参加した「お年玉に税金はかかるか?」「ノーベル賞には?」などのクイズで、税金とはどういうものかをしっかり確認することができたようだ。

「税金についてアニメで税金の有り難さをわかりやすく学ぶことができました。またクイズはとても面白く、勉強になりました。今日はありがとうございました。これからもきちんと消費税を納めたいと思います」という児童代表の謝辞があった。学校には記念品、参加児童には文房具が贈呈された。



麻薙会長挨拶



司会の小河原部会員



本多青年部会長挨拶



税金クイズ中の児童



税金クイズで表彰された児童



参加者全員で記念撮影



令和元年度地域社会貢献活動

青少年に対するエコ(環境保全)研修会  
租税教室を実施

《市原市立辰巳大西小学校》参加者：5・6年生 122名



去る6月27日、令和元年度地域社会貢献活動を「青少年に対するエコ研修」として市原市立辰巳台西小学校の5年生、6年生122名を対象に開催しました。

エコ研修では、会員企業の三井化学㈱市原工場総務部総務グループ長岩主席のご協力を頂き、「地球温暖化に対して私たちができること」をテーマに企業が取り組んでいるエコ事業や私たち1人1人ができる家庭での環境保全について説明を頂き、エコへの取組みは日常生活において大切なことだと言う事を理解してもらいました。引き続き行いました租税教室では、千葉南税務署白石審理担当官より「税金の果たす役割」をテーマに税金はどのように使われているか、私たちの生活にどのように関係しているか説明があり、税金の大切さに関心をもってもらう機会となり、有意義な研修会となりました。



講師の三井化学㈱市原工場総務部総務グループ  
長岩主席部員



青少年育成支援備品の贈呈



参加者全員で記念撮影

源泉部会だより

第32回源泉部会定時協議会「定例研修会の充実を確認」

去る6月13日JFEみやざき倶楽部において第32回源泉部会定時協議会が開催されました。

ご来賓には千葉南税務署長谷川副署長はじめ税務署幹部をお迎えし、議事は第1号議案から第3号議案まで全て満場一致で承認可決されました。また、第3号議案の任期満了に伴う役員改選では、越部部会長が新任され、他役員(案)も原案通り承認されました。

協議会后、田辺・清宮両審理担当上席を講師に「令和元年度税制改正について」の定例研修会を併せて開催いたしました。



講師の清宮審理担当上席



越部新部会長の挨拶



出席された部会員の皆様

### 第2回税務会計セミナー

#### 「消費税引き上げに伴う経過措置・ 施行日前後の実務対応」研修会開催

6月26日(水) サンプラザ市原 受講者 44名

今年10月施行される消費税軽減税率制度について税理士橋詰悠一氏を講師に改正項目の確認・実務対応、適用税率について施行日前後の経理処理、経過措置、インボイス方式等についての2回目の研修会を開催しました。



講師の税理士橋詰悠一氏

### 《支部連合だより》第4支部連合会員交流会

#### 劇団四季「アラジン」ミュージカル鑑賞と 羽田クロノゲート見学 参加者 33名

去る9月4日、第4支部連合（五井地区）では会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね、劇団四季「アラジン」ミュージカル鑑賞を主とした研修旅行を開催しました。当日は最新物流システム「羽田クロノゲート」見学と劇団四季ミュージカル「アラジン」観賞の豪華2本立ての企画により日頃交流できない会員同士が交流することができ、参加者一同大変有意義な1日となりました。



会場前にて記念撮影

### 源泉部会だより

#### 源泉部会課外研修会 参加者 18名

毎年恒例になっている源泉部会課外研修会を9月6日に開催いたしました。本年は羽田クロノゲートにおいて最新の物流システムを見学しました。当日は羽田クロノゲート見学後すみだ水族館にて東京金魚2019も併せて鑑賞し、参加した部会員より「来年も是非参加したい」との声がありました。



羽田クロスゲートにて記念撮影

### パソコン講座

#### 「会計ソフトの使い方と データーを用いての経営分析」講座 受講者4名

8月7日、千葉情報経理専門学校にて半田先生を講師に会計ソフトの使い方とデーターを用いての経営分析講座を開催し4名が参加しました。今回の講座は会計ソフトを利用した会計処理の魅力と使い方を中心に講座を開催しました。受講された皆様全員が終始熱心に受講し有意義な研修となりました。次回も会社に役立つ講座を開講したいと思います。



受講風景



## テーマ 『相続法改正について』

今回の「身近な法律相談」は、前回に引き続き、相続法の改正について取り上げます。今回は、改正のうち「配偶者居住権」について取り上げましたので、今回はそれ以外の主な改正点について取り上げます。

### 1 遺産分割等の見直し

#### ① 持戻し免除の意思表示推定規定

従前は、例えば被相続人がその配偶者に対して居住用不動産の贈与等を行った場合、遺産の先渡しをしたものとして、当該居住用不動産も遺産分割の際は相続財産とみなされていました。その結果、配偶者が最終的に取得する財産額は贈与等がなかった場合と同じになり、被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されないことになっていました。

そこで、改正法では、婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の贈与等がなされたときは、いわゆる持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱う必要がなくなり、配偶者は最終的に贈与等がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を取得できるようになりました。

これにより、被相続人の贈与等の趣旨に沿った遺産分割が可能となりました。

#### ② 預貯金の払戻し制度の創設

相続された預貯金について、生活費や葬儀費用の支払などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度ができました。

具体的には、相続開始時の預貯金債権の額×1/3×法定相続分については単独で払戻しをすることができるようになりました。

### 2 遺言制度に関する見直し

#### ① 自筆証書遺言の方式緩和

従来、自筆証書遺言は文字通りすべて自筆であることが要件でしたが、財産目録については、自筆ではなく、パソコンで作成したり、通帳のコピーを添付したりすることができるようになりました。

#### ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 (施行は令和2年7月10日)

自筆証書遺言を作成した場合に、法務局に遺言書の保管を申請することができるようになります。

また、遺言者の死亡後は、相続人らは、遺言書が保管されているのかどうかを調べることや、その写しの交付を請求することが可能となります。

さらに、遺言書を保管している法務局において遺言書を閲覧することも可能となります。

なお、法務局に保管されている遺言書については、従来必要だった家庭裁判所の検認が不要となります。

その他、遺留分制度に関する見直しや相続人以外の者の貢献を考慮するための方策が設けられていますが、紙面の都合上、それら全てを取り上げることはできません。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。専門家にご相談ください。

お客様との信頼関係を第一に考え  
地域に密着したサポートを



有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴  
税理士 白田 信夫

〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430



### 「フレイル」という言葉を覚えておいてください！

#### <フレイルという概念>

フレイルは、老化を研究する専門家の学会が3年前に提唱した概念なので、まだ一般にはあまり知られていないかもしれません。フレイルは、「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉です。フレイルとは、健常から要介護へ移行する中間の段階と言われています。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。年齢を重ねると徐々に心身の機能が衰えていきますが、フレイルは、「介護が必要となる状態」と「健康」の間の期間とされています。

フレイルの特徴は、筋肉の量が少なくなって起きる身体的な衰えだけでなく、認知機能が低下したり心が沈んだりする認知・心理的な衰え、人とのつながりが減って閉じこもりやすくなる社会性の衰えなど多面性があり、それぞれが重なり合い影響しあっているということです。たとえば、会社勤めだった人が定年退職して、身体は元気ですが、地域とのつながりを持って家に閉じこもりがちになったとします。そうした社会的フレイルをきっかけに、心が沈んでしまい、食欲がなくなり、筋肉が衰えていく。筋肉が衰えるとさらに外出が難しくなって心が沈んでいく。そうしたイメージです。フレイルで重要なのは、早い時期にフレイルの兆候を見つけて適切な対応をとれば、心身の機能の低下を遅らせたり、健康な状態にもどしたりできるということです。これまで健康長寿には、生活習慣病の予防が重要といわれてきましたが、これからは、フレイル予防が注目されるでしょう！その理由は、フレイルは70歳を過ぎたころから顕著になるといわれていますが、まさにその世代が今後増えていくからです。高齢になればなるほど、生活習慣病の予防だけでは健康を保てないことがわかってきました。

では、フレイルを予防するには何が必要なのでしょう。『栄養』『運動』『社会参加』この3つが柱です。まず、重要なのが栄養です。高齢になると、食欲が落ちたり、かむ力や飲み込む力が衰えたりして、低栄養になりがちなので、しっかりと栄養をとることを心がけることが大事です。生活習慣病予防では、太らないように、腹八分目がいいなどといわれますが、フレイル予防では、しっかりと食べるこ

が重要なのです。特に高齢者は、筋肉量の減少が心配なので、筋肉のもととなる良質なたんぱく質を若い人たち以上に摂る必要があります。目安は、体重1キロ当たり1グラム。体重60キロの人なら60グラムのたんぱく質を、毎日食事からとることが望ましいとされています。たとえば、朝牛乳一本と卵一個、昼に生姜焼き2枚くらい、夜に焼き魚、このくらい食べてもたんぱく質の摂取量は60グラム程度ということです。2つ目の柱が運動、3つ目の柱が社会参加です。筋肉は使わないとどんどん衰えていきますから、毎日意識して、身体を動かすことが大切です。自分にできそうな簡単な筋トレをとり入れることも筋力維持につながります。そして、社会参加。趣味の活動などに参加することは、外出の機会が増え身体を動かすことにつながりますし、仲間とおしゃべりを楽しむことで、気持ちが明るくなる効果も期待できます。この3つの柱をあわせて取り組めば、フレイル予防につながります。そこで、自分がフレイルかどうかどう判断すればいいのでしょうか。東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授が、大規模研究をもとに考案した、フレイルチェックという方法が注目されていて、これを使ってフレイル予防に取り組む自治体も出てきています。

健康長寿ネット (<https://www.tyoju.or.jp/net/byouki/frailty/shindan.html>) のホームページにフレイルチェックシートがあります。気になる方は、是非、チェックしてください。

これからは、各自治体が、気づきの場を設けて、高齢者が一緒に健康を目指して頑張っていけるような環境を整えていくことが、全国で3番目に高齢者が多い千葉県にこそ、フレイルの考え方が、必要になるのではないかと思います。



### ヨーロッパなどで日本の盆栽がブーム

#### 「盆栽の女王」欧州へ 愛媛の生産者、独拠点に市場開拓

「盆栽の女王」を欧州に送り出す取り組みが動き出す。愛媛県四国中央市の農業生産法人などが20日、地元特産の盆栽「赤石五葉松」の輸出振興組合を設立、これまで積み重ねた検疫対策などを踏まえてドイツを拠点に欧州連合（EU）市場を開拓する。フランスの富裕層を中心に広がる盆栽人気を取り込み2022年の輸出額を現在の3倍、3000万円に伸ばす。【日本経済新聞より】

平安時代に中国から渡ってきた盆山（ぼんさん）、鉢植えを源流として独自の発展を遂げた盆栽は、今や海外でも人気が高まり、米国やフランス、イタリア、スペインなどには多くのファンがいます。

海外では、植木は、その美しさが本物の日本庭園を求める富裕層に評価され、花き輸出の柱となっています。盆栽は、世界共通語の「BONSAI」として、EU（イタリア、スペインなど）、中国、南アフリカなど世界で人気となっています。【農林水産省ホームページ】

日本国内では人気があまりないように思いますが、世界的な日本ブームの影響があるのか海外では盆栽がブームになっています。写真は『春花園 BONSAI 美術館』の盆栽教室で修業をする外国人たちです。世界中から盆栽の栽培技術を学びにやってくるのです。

盆栽は生き物ですから、定期的な手入れが必要になります。高額な盆栽を購入した世界中の富裕層にとって盆栽のメンテナンスは必須です。枯らしてしまう訳にはいかない大切なコレクションなのです。というわけで、盆栽の職人は人気の職業になっています。庭陰に埋もれた盆栽も手入れをすれば高額なお宝に変身するかもしれませんね。興味のある方は『春花園 BONSAI 美術館』を見学してみたらいかがでしょう。



修行する外国人生徒



赤石五葉松輸出振興組合の高森会長



#### 『春花園 BONSAI 美術館』

〒132-0001

東京都江戸川区新堀 1-29-16  
(京葉道路一の江橋の程近く)

電話 03-3670-8622

### 事業鑑定士 天満由美子の健康運

(令和元年10月～12月)

### 「まずはきちんと伝える、を意識しよう」

#### ♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

同じことを実行する場合にも、「場所」を変えて行ってください。効果が上がるとともに、新しい気付きや何かとの出会いがありそう。

#### ♉ おうし座 (4/21～5/21)

完璧でなくとも、用は足ることもあります。あとでの楽しみに取って置く、くらいの心の余裕を持って物事に向かい合うとスムーズです。

#### ♊ ふたご座 (5/22～6/21)

今は根気よく、あきらめずにコツコツとやっています。こまめに相談して吉です。信頼できる専門家が何よりの味方となるでしょう。

#### ♋ かに座 (6/22～7/23)

心の赴くままに、省エネ、で週週して正解ですよ。他人や元気な友人に振り回されることなく、自分の良いと思うペースで進んで大丈夫です。

#### ♌ しし座 (7/24～8/23)

インターバルをとりながら確認してから進む感じでいきましょう。自分が思い描くようには進まない可能性があるため、余裕のある計画を。

#### ♍ おとめ座 (8/24～9/23)

寝たら休んで良いのです。それが何よりの健康法の場合もあります。頑張り時だから栄養ドリンクを一気飲みして寝ない、はご法度です。

#### ♎ てんびん座 (9/24～10/23)

心のブレーキを意識してみてください。嗜好品からの誘惑。月に何回まで、と決めたお酒の席。決めた速度で走り、超えたらきちんとブレーキを。

#### ♏ さそり座 (10/24～11/22)

よく考えずによかれと思ってやったことに、ちょっとした遅ちが見え隠れします。とりあえず、まず周囲に聞いて情報を得てから実行しよう。

#### ♐ いて座 (11/23～12/22)

歪みが強くなり、普段力のかかっている身体の部位が悲鳴をあげそうです。このまま負担をかけすぎず、分散できる方法を考えるべきです。

#### ♑ やぎ座 (12/23～1/20)

現状を正確に、タイムリーに伝えることが大切です。まとめて片付けようとしているうちに情報が混ざったり、欠けたりしてしまいそう。

#### ♒ みずがめ座 (1/21～2/19)

重複すること、に注意して下さい。たとえばサプリ、健康茶、食品など。過剰になっている成分がないかどうか確認が必要かもしれません。

#### ♓ うお座 (2/20～3/20)

気軽に話せる相手を見つけることで、ちょっとした症状や現状を話している間にスッキリして、解決の糸口が見つかることもあるかも。

## 10月

### ■ 第3回税務・会計セミナー

日時：10月2日(木)、10月9日(木)、10月16日(木)、  
10月23日(木)、10月30日(木)、11月6日(木)  
午後2時～午後4時30分

会場：サンプラザ市原

内容：法人税申告書の書き方

講師：千葉県税理士会千葉南支部税理士

### ■ 決算期別法人説明会

日時：10月8日(木) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他  
千葉県税理士会千葉南支部税理士

## 11月

### ■ 新設法人説明会

日時：11月19日(木) 午後1時30分～午後3時40分

会場：千葉南税務署

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉南税務署法人課税第一部門審理担当官他

千葉県税理士会千葉南支部税理士

## 12月

### ■ 決算期別法人説明会

日時：12月4日(木) 午後1時30分～午後3時40分

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他  
千葉県税理士会千葉南支部税理士

## 新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。  
～よろしくお願ひ致します～

### 光建築設計工房株式会社

市原市五井中央東2-17-2 イーストコート1号館102  
TEL 0436-67-1458【設計・リフォーム工事業：五井中央第二支部】

### 村中溶接工業株式会社

市原市八幡943-12  
TEL 0436-55-7978【溶接・配管・建設工事：八幡支部】

### 有限会社杉下工業

市原市五井1246-20  
TEL 0436-25-2469【建設用金属製品製造業：五井中央第一支部】

### 株式会社428企画

千葉市中央区星久喜町836-4 ヴェルジェ103  
TEL 043-386-9126【建設業：松ヶ丘支部】

### 株式会社藍舎

市原市うるいど南3-8-3  
TEL 0436-63-4564【建設業：市津支部】

### (弁)TLEO虎ノ門法律経済事務所

市原市五井中央東2-3-1 ガーデンパレス辰日203  
TEL 0436-37-2160【法律事務所：五井中央第二支部】

### 有限会社酒寄建鉄

千葉市緑区大高町43  
TEL 043-294-8002【鉄骨工事業：土気支部】

### 南総ファーマ株式会社

市原市牛久879-6  
TEL 0436-92-5800【保険業：南総支部】

### 株式会社愛和建工

市原市五井1024-9  
TEL 0436-37-5510【建設業：五井中央第一支部】

### 承峰株式会社

千葉市緑区平山町1049-209  
TEL 043-310-4592【非鉄金属卸売業：南支部】

### NTK株式会社

市原市中高根1339-41  
TEL 0436-95-5213【土木建設業：南総支部】

### 株式会社ヤマテック

東金市北之幸谷251-5  
TEL 0475-55-5420【金属加工：南支部】

### 株式会社ユーワ

市原市青柳939-6  
TEL 0436-98-5850【建設業：五井南第二支部】

### 辻井精肉店

市原市白金町1-78-5  
TEL 0436-23-3729【精肉販売業：五井東第一支部】

### 大誠工業株式会社

市原市八幡石塚1-16-24  
TEL 0436-67-0486【建設業：八幡北支部】

### 株式会社協和住宅センター

市原市五井東2-15-4  
TEL 0436-21-9177【貸店舗業：五井東第一支部】

### 株式会社誠和コーポレーション

市原市平田644-2-108  
TEL 090-3648-2843【配管工事業：五井中央第二支部】

### 株式会社まちづくり設計舎

千葉市中央区浜野町703-6  
TEL 043-310-7953【建築・開発の設計・監理：生浜支部】

### 有限会社車サポート宮杉

市原市姉崎2222-3  
TEL 0436-37-5522【中古車販売業：姉崎東支部】

### 合同会社TED

千葉市中央区白旗2-20-24  
【釣りえさ販売：白旗支部】

### 松峰工業株式会社

市原市武士471-1  
TEL 0436-36-6410【建設業：三和支部】

### 斉藤工業株式会社

千葉市中央区星久喜町202-8  
TEL 043-308-4190【建設業：松ヶ丘支部】

10月

- 1日(火) 第1回県法連青年連協常任理事会  
第2回女性部会税務研修会  
女性部会署長との懇談会  
女性部会会員交流会
- 2日(水) 第3回税務・会計セミナー①
- 3日(木) 第36回全法連全国大会三重大会
- 3日(木)~5日(土)  
正副会長・6委員会合同研修会
- 7日(日) 女性部会税に関する絵はがきコンクール応募作品審査
- 8日(火) 決算期別法人説明会  
第2回市原支部役員会
- 9日(水) 第3回税務・会計セミナー②
- 11日(金) 千葉県税理士会千葉南支部との会員増強並びに  
e-Tax 利用推進連絡協議会
- 16日(水) 第3支部連合会員交流会  
第3回税務・会計セミナー③
- 17日(木) 第4支部連合税務研修会
- 19日(土) 税務・経営無料相談
- 22日(火) 第5支部連合会員交流会
- 23日(水) 第3回税務・会計セミナー④
- 24日(木) 県法連青年連協親睦ゴルフコンペ  
第3支部連合税務研修会
- 25日(金) 第6支部連合税務研修会
- 28日(日) 源泉部会定例研修会  
第2回県法連理事会  
県法連東京国税局との連絡協議会
- 29日(火) 第5支部連合税務研修会
- 30日(水) 第3回税務・会計セミナー⑤
- 31日(木) 第3回県法連事務局長会議

11月

- 6日(水) 市原支部会員交流会  
第3回税務・会計セミナー⑥
- 7日(木) 市原地区年末調整説明会
- 7日(木)~9日(土)  
第33回全法連全国青年の集い大分大会
- 10日(日) 女性部会税を考える週間PR活動
- 12日(火) 千葉地区年末調整説明会  
第20回青年部会租税教室  
千葉地区年末調整説明会
- 13日(水) 納税表彰式
- 15日(金)~17日(日)  
第19回視察研修会
- 19日(火) 新設法人説明会  
第1・2支部連合同税務研修会
- 20日(水) 女性部会税に関する絵はがきコンクール表彰式
- 26日(火) 県法連女性連協創立30周年記念式典  
蘇我支部会員交流会
- 29日(金) 第2回総務委員会

12月

- 3日(火) 第3回厚生委員会
- 4日(水) 決算期別法人説明会
- 5日(木) 第4回青年部会会員交流会
- 7日(土) 税務・経営無料相談
- 10日(火) 第3回千葉南税務署団体長懇談会
- 11日(水) 第1回県法連女性連協常任理事会  
第3回理事会
- 12日(木) 第4回広報委員会
- 17日(火) 第2回研修委員会
- 18日(水) 第2回生浜支部役員会
- 19日(木) 第4回県法連事務局長会議
- 20日(金) 県法連役員懇談会

印刷一般

書籍本から名刺まで

印刷物は何でもご相談下さい

**有限会社 丸三印刷所**

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7  
TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

# 新春記念講演会・新春賀詞交歓会のご案内

**講師** 千葉工業大学 未来ロボット技術研究センター所長

ふるた たかゆき

## 古田 貴之氏



**日時** 令和2年1月23日(木) 午後3時30分～

第1部 新春記念講演会

**演題** 『ロボット技術で創る未来』

第2部 新春賀詞交歓会

**会場** ホテルポートプラザちば (JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」下車2分)

**定員** 第1部 新春記念講演会 定員 200名 参加費 会員・非会員 無料

第2部 新春賀詞交歓会 定員 150名 参加費 会員 6,000円 非会員 8,000円

締め切り 令和元年12月20日(金)

**問い合わせ** 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

**TEL 043-264-4080**

## 法人会からのお願い

### 会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和元年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

### 住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

## 編集後記

10月1日より、消費税が10%に引き上げになります。しかし今回の消費税は飲食料品や新聞は例外的に8%に据え置きになります。この軽減税率によって、消費者や小売店、飲食店がどのような対応が必要になるか皆機いろいろと勉強したのではないのでしょうか。

軽減税率は「低所得者へ経済的な配慮をする。」といる目的で行われるもので、生活するうえで必須となる食品などの税率を低くするというものです。しかし実際に対策としてはどうなのか、一部懐疑的な意見があるのも事実です。買い物する時に税率が一律ではないので、いくら支払わなければならないのか、ものを購入する時の予算立てが複数になります。

小売店や飲食店などはレジの変更や店員への十分な教育、又経理事務も軽減税率の導入に伴って変更が必要になります。スタート後もいろいろと問題点があると思いますが、消費税を支払う消費者としては社会の変化に取り残されることがないように、今後も新しい知識を取り入れる努力をするようにしましょう。小売店や飲食店などは今までの経験を生かし実践しながら、勉強したことを基盤として頑張りましょう。

## 一般社団法人 千葉南法人会会報

第127号 令和元年9月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会

〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブルビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻薙重彦

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭重樹

印刷・会員 ㈱丸三印刷所

お客様にありがとう  
言ってもらえる仕事をしています。

## 千種興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-21-1141

FAX 0436-24-0115

## 麻薙興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-24-0111

FAX 0436-23-1130

- ビルメンテナンス業
- 警備保安業
- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)
- 自家用自動車貸渡業(レンタカー)
- 産業給食請負業
- 構内各種請負業

代表取締役 麻 薙 重 彦



## HottoMotto 蘇我1丁目店

ほっともっと

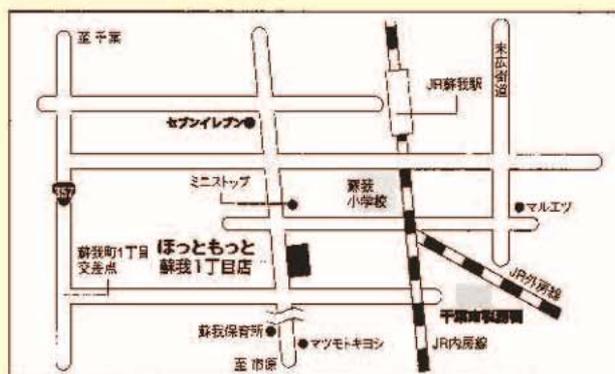
TEL 043-305-0922

FAX 043-305-0923

千葉県千葉市中央区蘇我 1-20-1

営業時間 AM8:00~PM11:00

電話・FAX でのご予約・ご注文を  
お受けいたします



「ほっともっと」ホームページ [www.hottomotto.com](http://www.hottomotto.com)

小袋・アレルギー情報については、  
ホームページをご覧ください。

# 《2019年 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内》

当会では、昨年に引き続き1日人間ドック形式により、生活習慣病健康診断を実施いたします。格安な会員特別料金で、所要時間も約2時間と短時間で効率良く受診することができます。ぜひ、経営者ご本人様、さらに従業員・パート及びご家族様のご利用をお待ちしております。また、各コースとも「労働安全衛生法」に基づく「一般定期健康診断」としてご利用できます。

## 《送料運賃値上げによる価格改定について》

昨今の運送業界の人手不足の問題や配送件数の増加による大幅な運賃高騰を受け、ご負担をおかけしないよう、当会内でコストを吸収するようできる限り価格の維持に努めてまいりましたが、現状金額でご提供することが大変困難な状況となってしまいました。つきましては、大変申し訳ございませんが、2019年度より料金改定させていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**\*実施日・会場\*** **2019年12月3日(火)・4日(水)・5日**  
**2020年1月16日(木)**

**五井グランドホテル(市原市五井5584-1)**

○頸動脈超音波検査実施日・・・2019年12月3日(火)・4日(水)・2020年1月16日(木)

**\*申込締切日\*** 2019年11月1日(金) **\*受診要領発送日\*** 2019年11月18日(月) **\*次回健診予定\*** 2020年7月

**\*受付時間\*** 9:30~11:00(申込順に受付時間を割り振ります) ※最小人数に満たない日は他の受診日で受診いただく場合もあります。

**\*健診コース & 料金表\*** ...詳しい項目内容などは別紙を参照ください

健診コース	一般料金(参考)	会員特別料金(税込)	健診コース	一般料金(参考)	会員特別料金(税込)
総合略痰コース	54,600円	38,800円	総合コース	54,100円	38,300円
Aコース	28,700円	22,500円	Sコース	22,500円	17,700円

従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみを受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。セット料金につき、健診項目省略によるお値引きはございません。

## \*オプション検査\*

オプション検査	会員特別料金(税込)	オプション検査	会員特別料金(税込)
アミインデックス(血液中のアミノ酸濃度ががんである可能性を評価)	22,800円	ABC検診(胃がんリスク検診)	4,700円
Lax-index(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスク検査)	13,500円	CYFRA(肺がん腫瘍マーカー)	3,600円
頸動脈超音波検査 一般料金13,500円	7,600円	前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)	3,600円
女性健診	4,300円		

## 協会けんぽ(全国健康保険協会)

### 被保険者の皆様へ(35歳~74歳までの方)

上記会員特別料金より **7,529円** の補助が受けられます !!

総合略痰コース 38,800円 | 総合コース 38,300円 | Aコース 22,500円 が

自己負担額

**31,271円**

**30,771円**

**14,971円**

\*受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です \*補助が受けられない場合、全額自己負担になります  
\*胸部&胃部レントゲン検査は胃切除等を除き省略できません \*Sコースは申し込み不可です \*オプション検査は補助の対象外です  
\*申請の代行も行ってまいります \*後からの申し出の場合は補助が受けられません \*年度内に1回限りの利用が可能です  
\*今回は被保険者の方のみ対象となります。被扶養者(ご家族)の方は対象外です  
\*詳しくは下記へお問い合わせください

## \*お問合せ先\*

(一財)全日本労働福祉協会 渉外部

【住所】〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18 3F

【TEL】03-5767-1714(月~金9:00~12:00、13:00~17:00)

【FAX】03-5767-1710